

I 基本計画2020の概要

1 策定の経緯

名古屋市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、男女共同参画社会基本法（平成11年施行。以下「基本法」という。）に基づく市町村男女共同参画計画として、また、平成13年に策定した「男女共同参画プラン21」を継承する形で、平成23年3月に「名古屋市男女平等参画基本計画2015」（以下「基本計画2015」という。）を策定し、その推進を図ってきました。

基本計画2015の計画期間が平成27年度で満了することから、平成27年4月に、名古屋市男女平等参画審議会に対し、男女平等参画の推進に関する基本計画に位置づける、次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問しました。

平成27年11月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申を踏まえて、「名古屋市男女平等参画基本計画2020」（以下「基本計画2020」という。）を策定しました。

2 基本的な考え方

（1）目的及び基本理念

基本計画2020は、基本法に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成14年施行。以下「条例」という。）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に実施するために策定したものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める6つの基本理念（同条例第2条から抜粋）

- ① 女性と男性の人権を尊重すること
- ② 企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- ③ 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- ④ 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- ⑤ 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- ⑥ 国際的な取組を理解し、協調を図ること

(2) 計画の位置づけ

- ▶ 条例第 8 条において、定めなければならないと規定されている「男女平等参画の推進に関する基本計画」
- ▶ 基本法第 14 条第 3 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- ▶ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年施行。以下「女性活躍推進法」という。）において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」（基本計画 2020 における目標 3 から目標 5）

(3) 計画期間

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度（5 年間）

3 基本計画の目標

名古屋市における男女平等参画に関する現状データや基本計画 2015 の取組状況から、市民全体の性別役割分担意識の変革は大きく進んでおらず、意識変革の遅れが DV 被害や労働における男女格差、女性ゆえ男性ゆえの生きづらさを生み出していると思われます。また、さまざまな場面での方針決定過程への女性の参画等は徐々に進んできているものの、対等な関係性の構築には至っていません。そのため、基本計画 2020 においても基本的な方向性として、基本計画 2015 の体系をおおむね継続していくものと考え、基本計画 2020 では次の 5 つの目標とします。

【5つの目標】

- 目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消
- 目標 2 男女平等参画推進のための意識変革
- 目標 3 方針決定過程への女性の参画
- 目標 4 雇用等における男女平等
- 目標 5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

4 基本計画の体系

目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消

方針	① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
	② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援
	③ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重
	④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
	⑤ 様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援
	⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進

目標 2 男女平等参画推進のための意識変革

方針	⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発
	⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
	⑨ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
	⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

目標 3 方針決定過程への女性の参画

方針	⑪ 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信
	⑫ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進
	⑬ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進

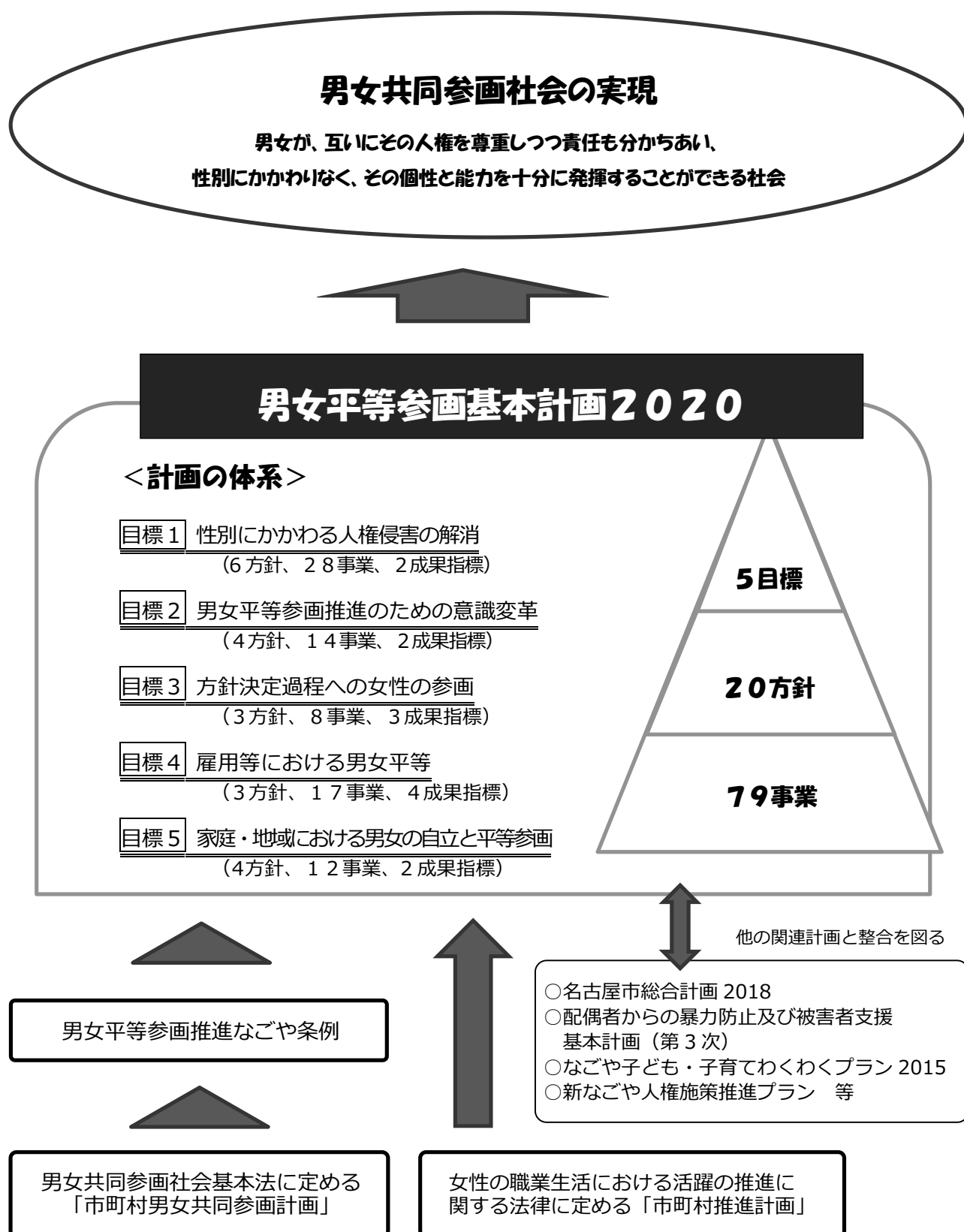
目標 4 雇用等における男女平等

方針	⑭ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発
	⑮ 女性の職業能力開発と就業支援
	⑯ 雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援

目標 5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

方針	⑰ 男性の家事・育児・介護等への参画促進
	⑱ 地域活動における男女平等参画の促進
	⑲ 高齢期における男女の生活の自立
	⑳ 防災における男女平等参画の促進

5 基本計画の全体像



6 基本計画の推進体制

(1) 推進体制の強化

男女平等参画施策の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向けた全庁的な取組を図ります。

また、さまざまな分野の市民や団体から構成される「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」においても情報交換や連携した取組がすすめられてきましたが、計画の実効性の確保に向けて、市民、事業者、団体等それぞれの主体的かつ積極的な推進とともに、これまで以上に互いの連携体制を強化した取組を重ねていきます。

(2) 拠点施設の機能拡充

男女平等参画施策の推進拠点として、平成 15 年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供・交流事業・講座や相談事業等を総合的に実施しています。平成 26 年度には男女平等参画と女性教育にかかる事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」という共通愛称のもと、さまざまな連携した取組を効果的に実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館と連携した実効性ある充実した事業実施に努めるとともに、雇用等の分野における女性の活躍や、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市の中小企業振興センターなどの関係機関との連携を強化することで拠点機能の拡充を図ります。

7 基本計画の進行管理・評価

(1) 成果指標の設定

計画の推進状況を把握するため、目標ごとに成果指標とその目標値を設け、毎年度、成果指標の達成状況を把握します。

(2) 年次報告の公表と進捗状況の評価

条例第9条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。

あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

(3) 男女平等参画審議会による調査審議

条例第22条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

